

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年1月5日（金）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案 第 38 号 魚津市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部改正について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年1月5日(金)
  2. 総会の場所 魚津市役所 第1会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 13名
    - 2番 谷越 彦茂
    - 3番 沖本 喜久雄
    - 4番 野崎 努
    - 5番 小坂 芳夫
    - 6番 谷口 敬蔵
    - 7番 石坂 誠一
    - 8番 中山 修
    - 9番 徳本 久邦
    - 10番 原 武雄
    - 11番 関口 たず子
    - 12番 中田 登與志
    - 13番 中島 悦子
    - 14番 杉山 篤勇
  5. 総会に欠席した農業委員の数 1名
    - 1番 北田 直喜
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名
    - 下野方地区 稲盛 保雄
  7. 議事録署名委員
    - 13番 中島 悦子
    - 2番 谷越 彦茂
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 山岡 晃
    - 庶務係長 五十嵐 孝
    - 主査 赤坂 喜英
    - 主任 杉本 ゆき子
    - 主事 高木 宣行
- 

**【開 会：午後1時40分】**

杉山会長： それではただ今から平成29年度1月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、13番中島委員、2番谷越委員にお願いいたします。

議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は1件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は下野方地区1件、88㎡です。それでは2ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第36号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： では、担当地区委員が欠席のため現地確認委員の説明をお願いします。

谷越委員： 昨年12月25日に事務局と現地を確認してきました。申請内容については事務局の説明の通りでございます。付け加えて申しますと、残地の畑の周りは50～60cmのコンクリートに囲まれておりまして、申請地との高低差は20～30cmでありますので、耕作者の進入通路としての利用も問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに現地確認委員からの説明が終わりました。  
本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第36号は意見決定いたします。  
議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

赤坂主査： 議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。魚津市長より平成29年12月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。  
6ページが一覧表です。今月の案件は、1議案19件で、農業者間で直接利用権設定を行う相対が18件、農協を通じて利用権設定を行う転貸が1件ございます。いずれも再設定で合計63筆53,155㎡です。  
以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第37号は総括表記載のとおり決定いたします。

議案第38号魚津市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部改正について事務局より説明を求めます。

五十嵐係長： 議案第38号について説明いたします。議案書の17ページに改正要旨を記載しておりますのでそちらで説明いたします。どこがどう変わったかということにつきましては、次ページからの新旧対照表をご覧ください。

**【議案書第38号をもとに朗読】**

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは原案どおり改正してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第38号は原案のとおり改正いたします。これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

赤坂主査： (賃借料情報について説明)

高木主事： ((株)タカムラ鶏園養鶏場用地の経過について説明)

杉本主任： (第9回富山県農業者新春交歓会、「ほおぼる幸せ。富山米」生産者推進大会)の参加確認)

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 2 時10分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第36号 受付番号1番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	農地区分は、申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人の自宅は前面道路から少し奥にあり、申請地を利用しなければ進入できないため、進入通路として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら無断転用していましたが、その旨を反省し、今後は農地法を遵守する旨の始末書を添付されています。また、本転用事業は資金を必要としない計画ですので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、違反転用であるため既に造成済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、進入通路として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は進入通路として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水排水は申請地南側に隣接する水路に排水する計画であり、被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		